

○東伊豆町結婚新生活支援補助金交付要綱

(平成28年6月23日要綱第46号)

改正 平成29年3月29日要綱第12号	平成30年3月29日要綱第10号
平成31年2月18日要綱第4号	平成31年3月28日要綱第13号
令和2年3月17日要綱第11号	令和2年3月30日要綱第29号
令和3年3月26日要綱第22号	令和4年3月17日要綱第29号
令和4年8月3日要綱第62号	令和5年3月22日要綱第5号

(趣旨)

第1条 この要綱は、婚姻に伴う新生活の経済的不安を軽減するため、新婚世帯に対し、予算の範囲内において東伊豆町結婚新生活支援補助金を交付するものとし、その交付に関しては、東伊豆町補助金等交付規則（令和2年東伊豆町規則第9号）に定めるもののほか、この要綱の定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 新婚世帯 令和5年3月1日から令和6年3月31日までの間に婚姻届を提出し、受理された夫婦
- (2) 住居費 婚姻を機として、町内に住宅を購入又は賃借するために要した費用のうち、物件の購入費、賃料、敷金、礼金、共益費、仲介手数料を対象とする。ただし、勤務先から住宅手当が支給されている場合は、住宅手当分については補助対象外とする。
- (3) 引越し費用 婚姻を機として、町内の住居への移転に伴う荷物の移動、運送に要した費用のうち、引越し業者又は運送業者に支払った費用をいう。
- (4) リフォーム費用 婚姻を機として、町内の住宅のリフォームに要した費用のうち、住宅の機能維持又は向上を図るために行う修繕、増築、改築、設備更新に係る工事費用を対象とする。ただし、倉庫、車庫に係る工事費用、門、フェンス、植栽等の外構に係る工事費用、エアコン、洗濯機等の家具・家電の購入及び設置に係る費用については補助対象外とする。

(補助対象世帯)

第3条 補助金の交付を受けることができる新婚世帯は、次の各号のいずれにも該当する世帯とする。

- (1) 夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下であること。
- (2) 別表により算出した世帯の所得が500万円未満であること。
- (3) 対象となる住居が東伊豆町内にあり、町内に住所を有していること。
- (4) 他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。

(5) 夫婦の一方又は双方が、過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと。

2 前年度に本事業の交付決定を受け、その受給額が、前年度に定める1世帯当たりの補助上限額に達しなかったものは、前年度に定める補助上限額から受給済み額を差し引いた額について、継続補助を受けることができる。ただし、補助金の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、前年度の費目を適用するものとする。

（補助対象経費）

第4条 補助対象経費は、次の各号に掲げる費用とする。

(1) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機として、町内に住宅を購入又は賃借するために要した住居費とする。ただし、婚姻日より前に購入した住宅にあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として購入した住宅であること。

(2) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機として、町内の住居への移転に伴う荷物の移動、運送に要した引越費用とする。

(3) 令和5年4月1日から令和6年3月31日までの間に、婚姻を機として、町内の住宅のリフォームに要したリフォーム費用とする。ただし、婚姻日より前に実施したリフォームにあっては、婚姻日から起算して1年以内に婚姻を機として実施したリフォームであること。

（補助金の額等）

第5条 補助金の額は、住居費、引越費用及びリフォーム費用を合わせた額を対象とし、補助金の額は次の表に掲げるとおりとする。

対象世帯	補助上限額
夫婦いづれかの年齢が高い方が29歳以下の世帯	60万円
上記以外の世帯	30万円

2 前項に規定する補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、切り捨てるものとする。

（補助金の交付申請）

第6条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、東伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書（様式第1号。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、町長に提出しなければならない。

- (1) 住民票の写し
- (2) 婚姻後の戸籍謄本又は婚姻届受理証明書
- (3) 所得証明書
- (4) 貸与型奨学金の返還額がわかる書類

- (5) 物件の売買契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（住居費における購入の場合）
- (6) 物件の賃貸借契約書及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（住居費における賃貸借の場合）
- (7) 住宅手当支給証明書（様式第2号）（住居費における賃貸借の場合）
- (8) 引越しに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（引越し費用）
- (9) リフォームに係る工事請負契約書又は請書の写し及びこれに係る領収書、受領書等支払を証明するものの写し（リフォーム費用）
- (10) 前各号に掲げるもののほか、町長が必要と認める書類

2 町長は、前項の規定による申請書の提出があったときは、その内容を審査し、補助することが適当であると認めるときは、東伊豆町結婚新生活支援補助金交付決定通知書（様式第3号）により申請者に通知するものとする。

（補助金の請求及び交付）

第7条 前条第2項により補助の決定の通知を受けた者（以下「補助対象者」という。）は、速やかに東伊豆町結婚新生活支援補助金交付請求書（様式第4号）を町長に提出しなければならない。

2 町長は、前項の補助対象者からの請求書の提出があったときは、速やかに補助金を交付するものとする。

（交付決定の取消し）

第8条 町長は、補助対象者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽その他不正な手段により補助金の交付決定を受けたとき。
- (2) 補助金の交付決定に付した条件に違反する行為があったとき。
- (3) この要綱に違反する行為があったとき。

（補助金の返還）

第9条 補助対象者は、町長が補助金の交付決定を取り消した場合において、補助金が既に交付されているときは、速やかに当該補助金を返還しなければならない。

（報告等）

第10条 町長は、補助金の交付前又は交付後にかかるわらず、必要があると認めたときは、補助対象者に対して、報告又は書類の提出（以下「報告等」という。）を求めることができる。

2 補助対象者は、前項の報告等を求められたときは、速やかに応じなければならない。

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、町長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成28年7月1日から施行する。

附 則（平成29年3月29日要綱第12号）

この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（平成30年3月29日要綱第10号）

この要綱は、平成30年4月2日から施行する。

附 則（平成31年2月18日要綱第4号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（平成31年3月28日要綱第13号）

この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月17日要綱第11号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月30日要綱第29号）

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日要綱第22号）

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

附 則（令和4年3月17日要綱第29号）

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則（令和4年8月3日要綱第62号）

この要綱は、公布の日から施行する。

附 則（令和5年3月22日要綱第5号）

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表

（世帯の所得の算出方法）

当該年度の所得証明書（前年の所得を確認することができない場合は、当該年度当初の6か月以内の期間に限り、前々年の所得とする。）をもとに、夫婦の所得を合算した金額とする。ただし、下記（ア）の場合にあつ

ては、それぞれに記載する計算方法により算出した金額とする。

- (ア) 貸与型奨学金（公的団体又は民間団体より、学生の修学や生活のために貸与された資金をいう。）の返済を現に行っている場合 所得証明書をもとに算出した世帯の所得から貸与型奨学金の年間返済額を控除する。

様式第1号（第6条関係）

東伊豆町結婚新生活支援補助金交付申請書

[別紙参照]

様式第2号（第6条関係）

住宅手当支給証明書

[別紙参照]

様式第3号（第6条関係）

東伊豆町結婚新生活支援補助金交付決定通知書

[別紙参照]

様式第4号（第7条関係）

東伊豆町結婚新生活支援補助金交付請求書

[別紙参照]